

★令和7年度税制改正と年末調整

OSA通信-第145号などでもご案内したように、令和7年度税制改正において基礎控除の見直し等が行われました。そのため、今年の年末調整においては注意すべき事項があるため、国税庁ホームページでも例年より早めに年末調整のしかたについてアナウンスをしています。

改正の影響により今年の年末調整では例年より「年末調整還付額」が多くなる傾向にあると予想されますので、よく確認しておきましょう。（若林茂）

◎基礎控除の見直し等

①基礎控除の見直し

- 合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	(給与収入だと)	基礎控除額
132万円以下	200万円相当以下	95万円
132万円超336万円以下	200万円相当～475万円相当以下	88万円
336万円超489万円以下	475万円相当～665万円相当以下	68万円
489万円超655万円以下	665万円相当～850万円相当以下	63万円
655万円超2,350万円以下	850万円相当～2,545万円相当以下	58万円

②給与所得控除の見直し

- 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

③特定親族特別控除の創設

- 所得者が特定親族（注）を有する場合に受けられる控除として「特定親族特別控除」が創設されました。

（注）特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者・青色事業専従者等を除き、里子を含む）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

④扶養親族等の所得要件の改正

- 扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられました。

◎年末調整での対応

①令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- 上記の改正により、新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、その旨を記載して再提出することになります。（「異動月日及び事由」欄には「令和7年12月1日 改正」と記載）

②令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- 上記の改正により創設された「特定親族特別控除」の適用を受ける場合には「特定親族特別控除申告書」を提出することになります。
- また、基礎控除が改正されているため、「基礎控除申告書」の控除額にも注意が必要です。

③令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

- 記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されました。記載漏れや誤りがないように注意が必要です。

◎まとめ

令和7年12月以降用の給与所得の源泉徴収票では「特定親族特別控除」の創設により記載項目に「特親」欄と「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

適用を受けた方は源泉徴収票の確認も忘れないようにしましょう。